

公 告

はと観光株式会社発行の「はと観光旅行金券」を
お持ちのお客様さまへ

資金決済に関する法律に基づく払い戻しのお知らせ
平素は、ご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、令和二年十二月二十四日で利用終了しました当社
発行のはと観光旅行金券につきまして、資金決済に関する法律
第二十条第一項などの規定に基づき、払い戻しを行います。

未使用のはと観光旅行金券をお持ちのお客様さまは、令和二年
十二月二十五日から令和三年三月十日までの間に、当社代表清
算人までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、右記期間内に申し出がない場合は、当該払い戻しの手
続きから除斥されます。

令和二年十二月二十五日

愛媛県新居浜市西原町二丁目四番三六号

電話〇八九七―三三―〇一三八

はと観光株式会社

代表清算人 後藤 豊